

発 言 通 告 書

(質 疑)

議案番号	発言の要旨
議案118号	伊丹市立男女共同参画センターの指定管理者の指定について
	① 1団体しか応募が無かったことをどう考えるか
	② 選定基準項目⑥の点数が480点中16点であることについて
	③ 開館時間について
議案125号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
	① 経過措置期間のそれぞれの職員数
	② 経過措置期間のそれぞれの人件費
	③ 定年延長対象の職員が定年延長を希望する割合
	④ 経過措置期間の新規職員採用数への影響
	⑤ 職員の新陳代謝への影響
	⑥ 職員の年齢構成への影響
方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式 <input type="checkbox"/> 一問一答方式
答弁を求める者	市長・副市長・担当部長

上記のとおり通告します。

令和 4 年 12 月 8 日

伊丹市議会議長 加藤 光博 様

伊丹市議会議員 高塚 伴子

発 言 通 告 書

(質 疑)

議案番号	発 言 の 要 旨
議案第112号	伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第113号	伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について
	○いずれもデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づくもの。
	・個人情報保護審査会への諮問について。
	・伊丹市個人情報保護条例が廃止され、個人情報保護法の全国的な共通ルールのもとに一元化されることについて。
	・伊丹市個人情報保護条例の「目的」と個人情報保護法における「目的」について。
	・従前の条例と改正される施行条例の違いについて。
議案第118号	伊丹市立男女共同参画センターの指定管理者の指定について
議案第120条	伊丹市立労働福祉会館等の指定管理者の指定について
議案第122号	伊丹市立北部学習センター及び伊丹市立図書館北分館の指定管理者の指定について
	○伊丹市立男女共同参画センター、伊丹市立青少年センター、伊丹市立図書館北分館について。
	・地方自治法第244条の2第3項「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」とする理由について。
	・それぞれ直営とした場合と指定管理者による管理の場合の財政上の差異について。
	・前回の指定管理者による指定における事業計画は達成できているのか。
方 式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式 <input type="checkbox"/> 一問一答方式
答弁を求める者	市長、教育長並びに関係部長

上記のとおり通告します。

2022年 12月 8日

伊丹市議会議長 加藤 光博 様

伊丹市議会議員 上原 秀樹